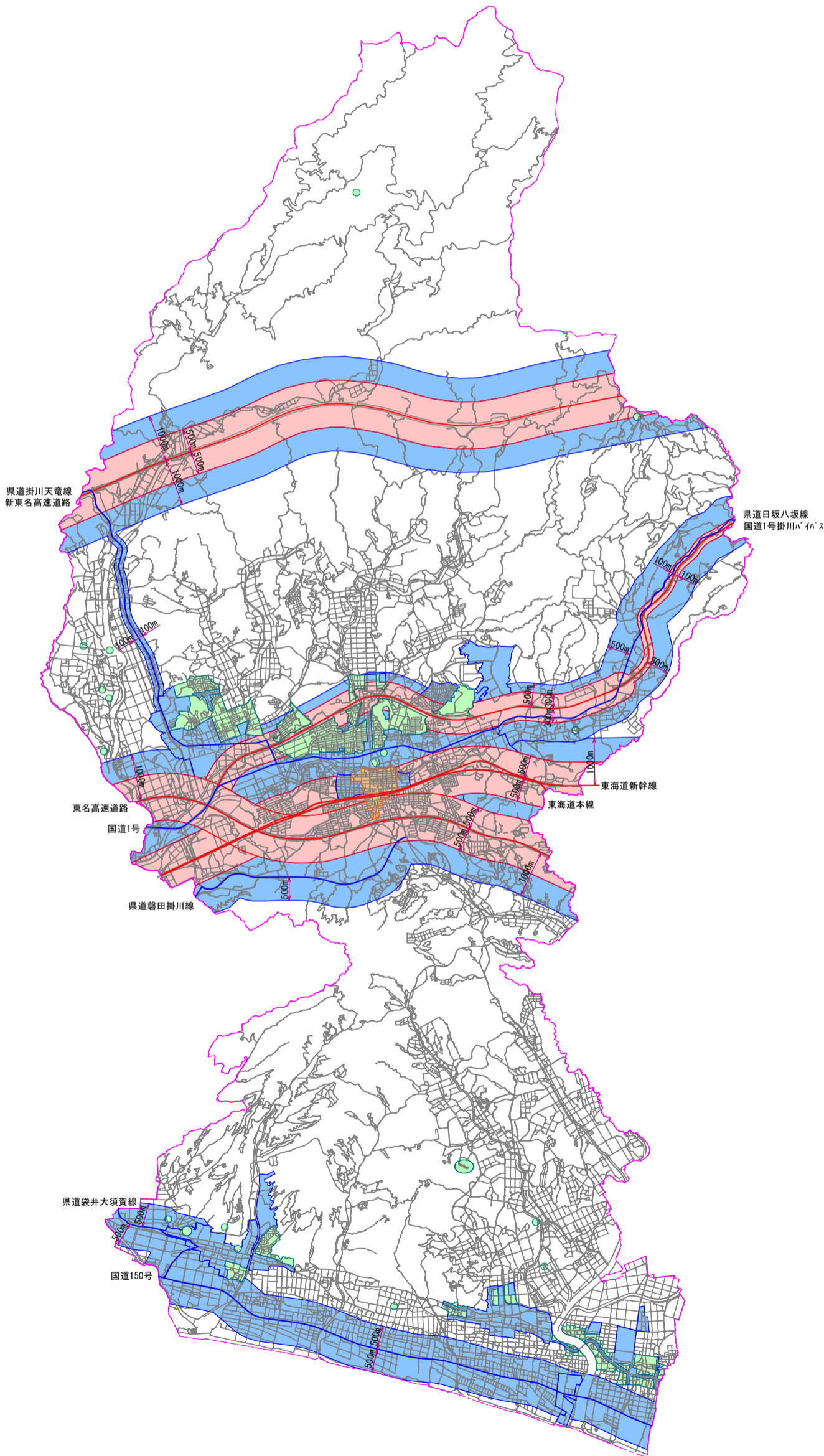


屋外広告物の規制地域図



第1種特別規制地域

静岡県 屋外広告物条例	指定する地域
第3条(1)	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 風致地区
第3条(2),(3)	指定した建造物の周囲50m以内の地域 天然記念物指定した地域 史跡指定した地域

第2種特別規制地域

静岡県 屋外広告物条例	路線名	指定する区間	指定する区域
第3条(6),(7)	高速自動車国道 第一東海自動車道 (東名高速道路)	掛川市の全区間	〓林区間を除く道路から500mの等距離線の範囲内の地域(掛川市の市街地を一部除く)
	高速自動車国道 第二東海自動車道 (新東名高速道路)		〓林区間を除く道路から500mの等距離線の範囲内の地域
	国道1号掛川バypass	道路から300mの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く)	
	国道1号	県道菊川停車場伊達方線との交差点以東	道路から100mの等距離線の範囲内の地域
	東海道新幹線	掛川市の全区間	〓林区間を除く鉄道から500mの等距離線の範囲内の地域(掛川市の市街地を一部除く)
	東海道本線		〓林区間を除く鉄道から100mの等距離線の範囲内の地域(掛川市の市街地を一部除く)

第1種普通規制地域

静岡県 屋外広告物条例	路線名	指定する区間	指定する区域
第5条(2)	第一東海自動車道 高速自動車国道 (東名高速道路)	掛川市の全区間	〓林区間を除く道路から1,000mの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く)
	高速自動車国道 第二東海自動車道 横浜名古屋線 (新東名高速道路)		〓林区間を除く道路から1,000mの等距離線の範囲内の地域
	国道1号掛川バypass		道路から500mの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く)
	国道1号		〓林区間を除く道路から500mの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く)
	国道150号		〓林区間を除く道路から500mの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く)
	県道袋井大須賀線		道路から500mの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く)
	県道磐田掛川線		〓林区間を除く道路から500mの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く)
	県道日坂八坂線		道路から500mの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く)
	県道掛川天竜線		道路から100mの等距離線の範囲内の地域(用途地域の区域を除く)
静岡県 屋外広告物条例	指定する区域		
	第5条(1)	第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域を除く用途地域	

第2種普通規制地域

静岡県 屋外広告物条例	指定する区域
第5条(1)	商業地域

凡例

	第1種特別規制区域
	第2種特別規制区域
	第1種普通規制区域
	第2種普通規制区域



S=1:100,000